



令和5年労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症数を除く)

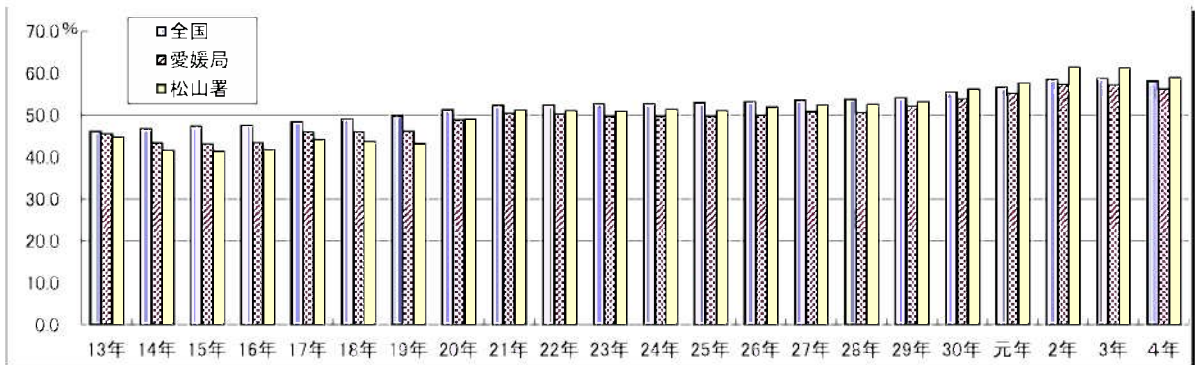
令和5年7月末日現在
松山労働基準監督署

業種別	年別							対前年比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (1~7月)	令和4年 同期	増減数	増減率
全産業	(7) 619	(6) 562	(3) 583	(2) 662	(2) 585	(1) 329	(2) 297	+32	+10.8%
製造業	(1) 104	108	116	114	92	56	44	+12	+27.3%
食料品製造業	45	35	57	47	35	23	16	+7	+43.8%
繊維工業						1			
その他の繊維製品製造業				1					
木材・木製品製造業	9	16	11	9	14	6	6		±0
家具・装備品製造業		2	2	1	2		2		
パルプ・紙製造業						1	1		
紙加工品製造業	2	2	1	3	2		1		
印刷・製本業	1		4	1	1		1		
化学工業	(1) 6	5	7	6	4	3	2	+1	+50.0%
窯業・土石製品製造業	7	5	4	7	3	1		+1	
鉄鋼業			4	2		1			
非鉄金属製造業		1							
金属製品製造業	11	11	8	8	6	8	3	+5	+166.7%
一般機械器具製造業	9	13	7	13	10	2	4	-2	
電気機械器具製造業	1	4	3	1	3	5	1	+4	
輸送用機械器具製造業	1		2	3	1	1	1		
電気・ガス・水道業				1	1				
その他の製造業	12	14	6	11	9	4	7	-3	-42.9%
鉱業	1	1		1					
建設業	(5) 76	(5) 56	(1) 68	(1) 69	(1) 69	(1) 27	(1) 32	-5	-15.6%
土木工事業	(4) 28	(2) 18	(1) 17	19	23	8	11	-3	-27.3%
建築工事業	(1) 35	(3) 34	40	42	32	15	13	+2	+15.4%
うち木造家屋建築工事業	(1) 6	(1) 8	12	8	9	2	5	-3	-60.0%
その他の建設業	13	4	11	(1) 8	(1) 14	(1) 4	(1) 8	-4	-50.0%
鉄道・道路旅客業	8	4	8	8	8	4	5	-1	-20.0%
道路貨物運送業	77	83	79	76	84	39	38	+1	+2.6%
貨物取扱業	5	6	2	7	5	7	1	+6	+600.0%
うち港湾運送業	(1) 1		2	3		1			
農業	6	9	5	7	4	2			
林業	9	12	10	6	7	7	5	+2	+40.0%
畜産・水産業	2	2	2	3	3	2			
商業	122	89	95	(1) 136	105	50	60	-10	-16.7%
うち小売業	88	56	72	99	75	40	41	-1	-2.4%
金融広告業	21	10	6	19	8	3	3	±0	±0
映画・演劇業	1		1						
通信業	22	11	16	22	12	11	6	+5	+83.3%
教育研究業	2	12	10	10	12	8	7	+1	
保健衛生業	71	63	80	84	85	54	48	+6	+12.5%
うち社会福祉施設	45	36	55	58	63	35	28	+7	+25.0%
接客娯楽業	30	37	29	31	34	22	23	-1	-4.3%
うち飲食店	16	23	18	22	21	14	18	-4	-22.2%
清掃・と畜業	32	33	(1) 28	34	35	18	15	+3	
官公署		1							
その他の事業	(1) 30	(1) 25	(1) 28	35	(1) 22	19	(1) 10	+9	+90.0%

※松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)
※休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。

2-2 健康診断

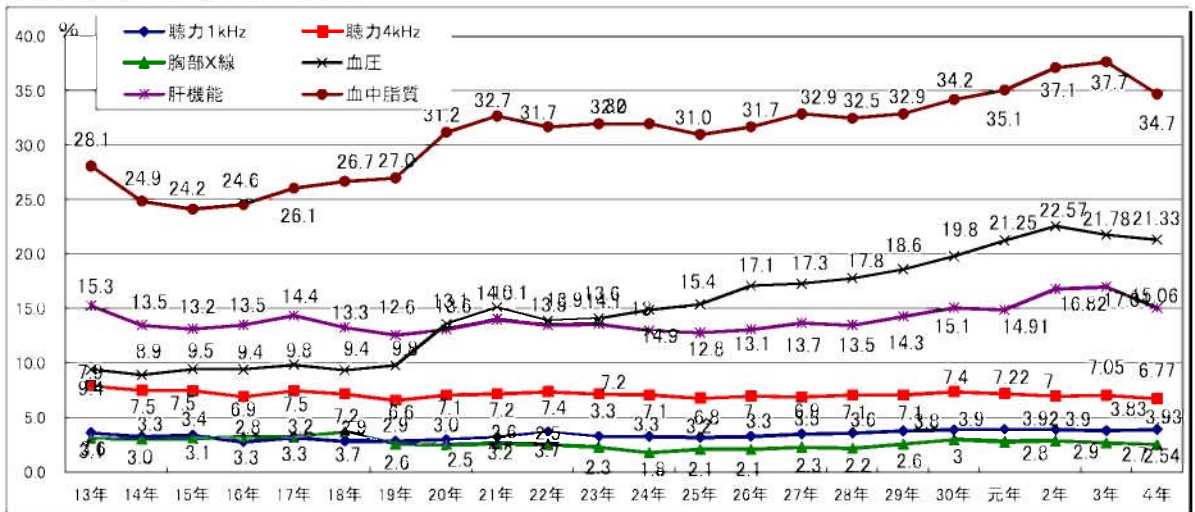
(1) 定期健康診断有所見率の推移



区分\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
全国	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	53	53.2	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7	58.15	
愛媛局	46.5	43.4	43.2	43.4	45.9	46.0	46.1	48.8	50.4	50.3	49.6	49.7	50	50.8	50.6	52.1	53.8	55.2	57.3	57.2	56.29	
松山署	44.8	41.6	41.4	41.7	44.2	43.7	43.2	49.0	51.2	51.0	50.9	51.4	51.1	51.9	52.4	52.6	53.2	56.2	57.7	61.4	61.2	58.9

※定期健康診断結果報告(労働者50人以上の規模の事業場等適用)に基づく値。
 ※有所見率とは健康診断項目のいずれかか有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値。

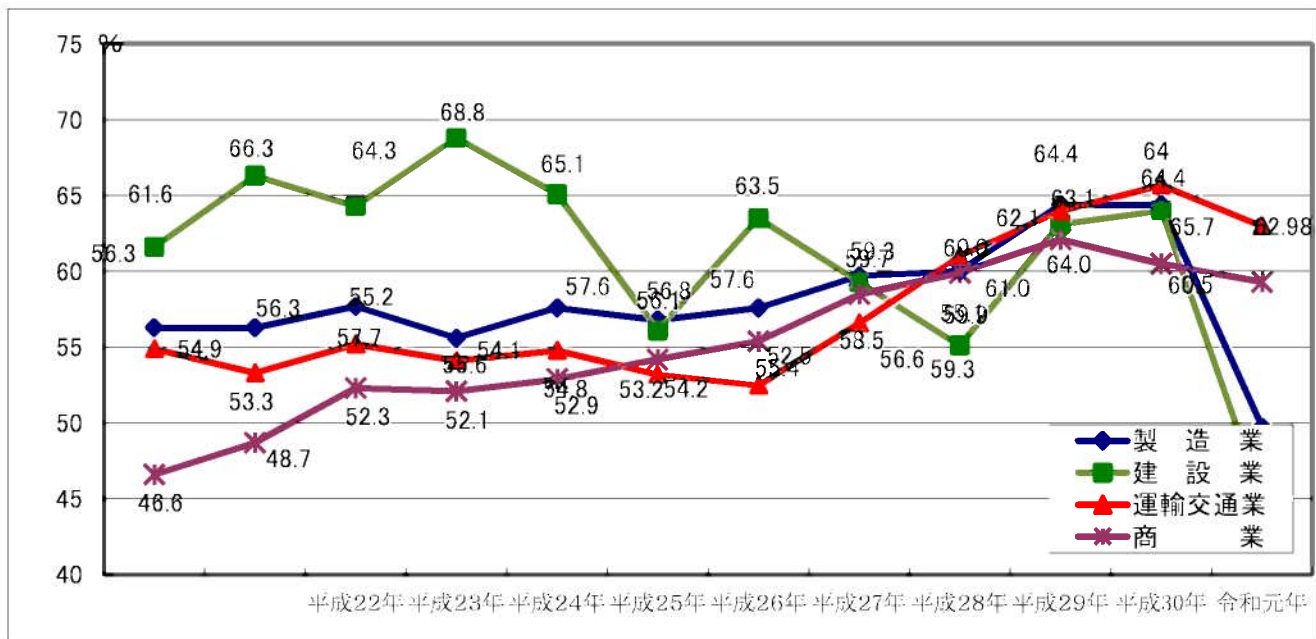
(2) 健診項目別の有所見率(松山署管内)



項目\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
聴力1kHz	3.6	3.3	3.4	2.8	3.2	2.9	2.9	3.0	3.2	3.7	3.3	3.3	3.2	3.3	3.5	3.6	3.8	3.9	3.92	3.9	3.83	3.93
聴力4kHz	7.9	7.5	7.5	6.9	7.5	7.2	6.6	7.1	7.2	7.4	7.2	7.1	6.8	7	6.9	7.1	7.1	7.4	7.22	7	7.05	6.77
胸部X線	3.1	3.0	3.1	3.3	3.3	3.7	2.6	2.5	2.6	2.5	2.3	1.8	2.1	2.1	2.3	2.2	2.6	3	2.8	2.9	2.7	2.54
血圧	9.4	8.9	9.5	9.4	9.8	9.4	9.8	13.6	15.1	13.9	14.1	14.9	15.4	17.1	17.3	17.8	18.6	19.8	21.25	22.57	21.78	21.33
肝機能	15.3	13.5	13.2	13.5	14.4	13.3	12.6	13.6	14.0	13.5	13.6	13	12.8	13.1	13.7	13.5	14.3	15.1	14.91	16.82	17.01	15.06
血糖	8.5	7.5	7.0	7.4	7.6	8.1	7.3	8.6	9.5	9.9	9.3	9.8	9	8.8	9.6	9.2	9.4	10.3	10.6	11.0	11.3	10.81
尿中の糖	3.1	3.5	3.5	3.5	3.3	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	3.2	3.33	3.73	3.91	4.22
心電図	7.5	6.9	7.3	7.4	8.4	7.7	6.9	6.8	7.6	7.9	7.6	7.3	7.6	8.6	8.9	8.2	9.6	9.1	9.03	9.22	9.41	8.83

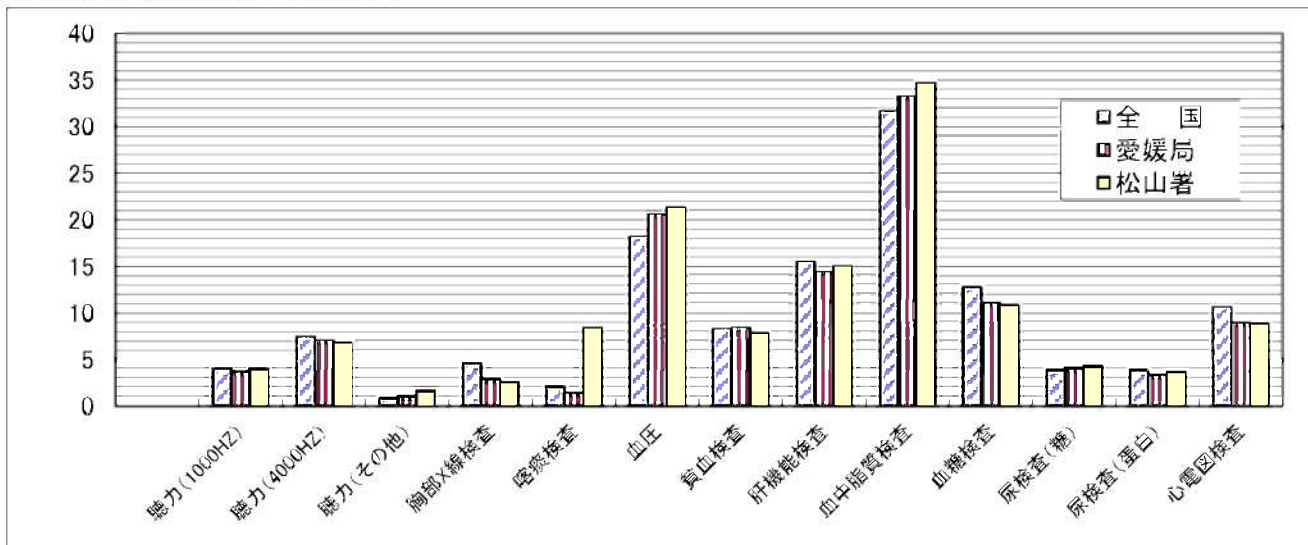
資料:定期健康診断結果報告による

(3) 業種別定期健康診断有所見率(松山署管内)



業種\年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	54.1	56.3	56.3	57.7	55.6	57.6	56.8	57.6	59.7	60.0	64.4	64.4	49.7
建設業	59.6	61.6	66.3	64.3	68.8	65.1	56.1	63.5	59.3	55.1	63.1	64	45
運輸交通業	56.8	54.9	53.3	55.2	54.1	54.8	53.2	52.5	56.6	61.0	64.0	65.7	62.98
商業	47.6	46.6	48.7	52.3	52.1	52.9	54.2	55.4	58.5	59.9	62.1	60.5	59.3

(4) 健診項目別有所見率(令和3年)

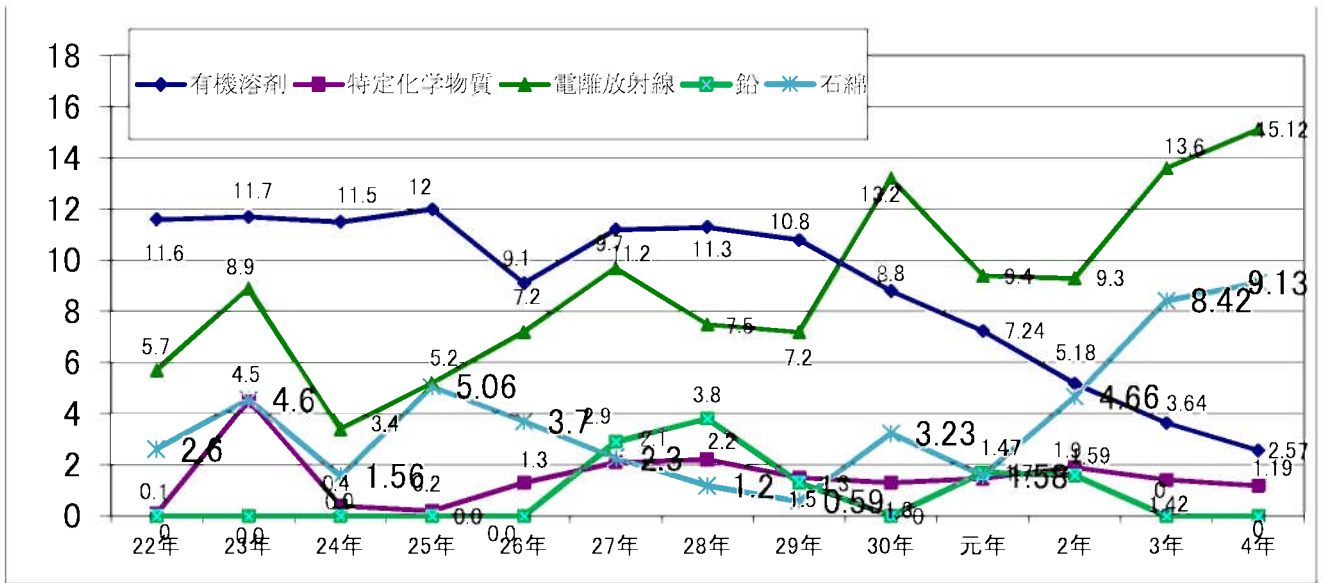


区分\項目	聴力(1000HZ)	聴力(4000HZ)	聴力(その他)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査
全国	4.0	7.4	0.7	4.5	2.0	18.2	8.3	15.5	31.6	12.7	3.8	3.8	10.6
愛媛局	3.7	7.1	1.0	2.8	1.4	20.6	8.4	14.4	33.2	11.1	4.0	3.3	8.9
松山署	3.93	6.77	1.61	2.54	8.43	21.33	7.82	15.06	34.70	10.81	4.22	3.64	8.83

※ 表内の数値はパーセントを示す。

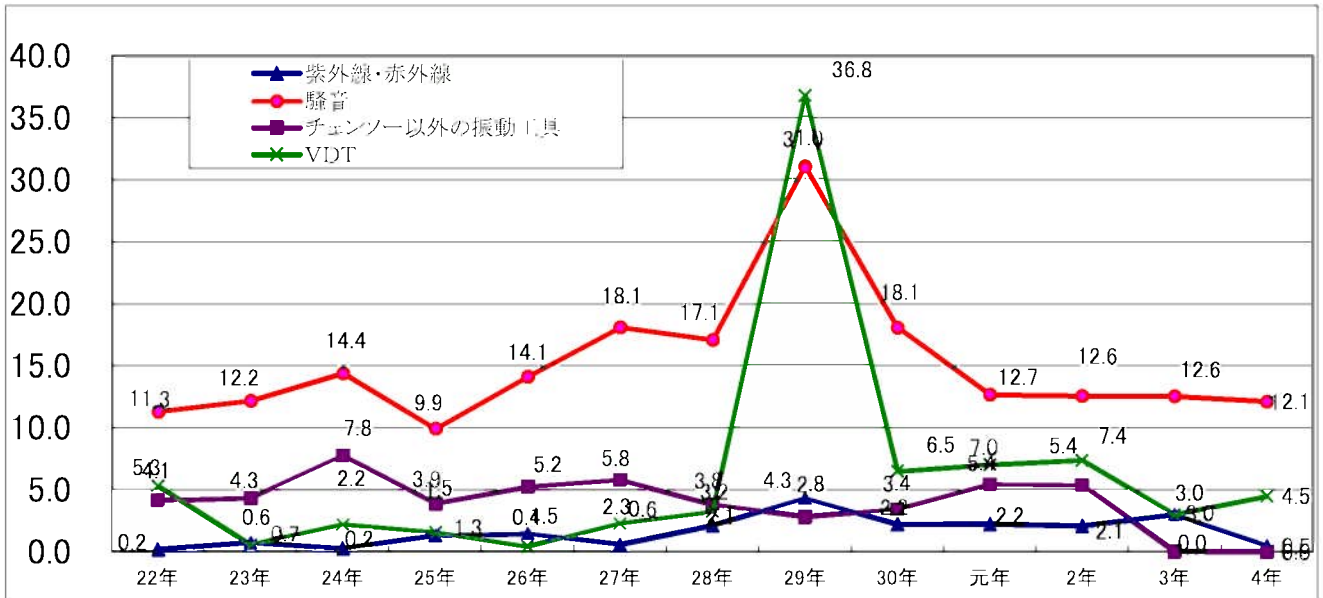
(5) 特殊健康診断の有所見者の推移(松山署管内)

□ 有害業務健康診断



種別\年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
有機溶剤	11.6	11.7	11.5	12	9.1	11.2	11.3	10.8	8.8	7.24	5.18	3.64	2.57
特定化学物質	0.1	4.5	0.4	0.2	1.3	2.1	2.2	1.5	1.3	1.47	1.9	1.42	1.19
電離放射線	5.7	8.9	3.4	5.2	7.2	9.7	7.5	7.2	13.2	9.4	9.3	13.6	15.12
石綿	2.6	4.6	1.56	5.06	3.7	2.3	1.2	0.59	3.23	1.58	4.66	8.42	9.13
鉛	0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	3.8	1.3	0	1.7	1.59	0	0

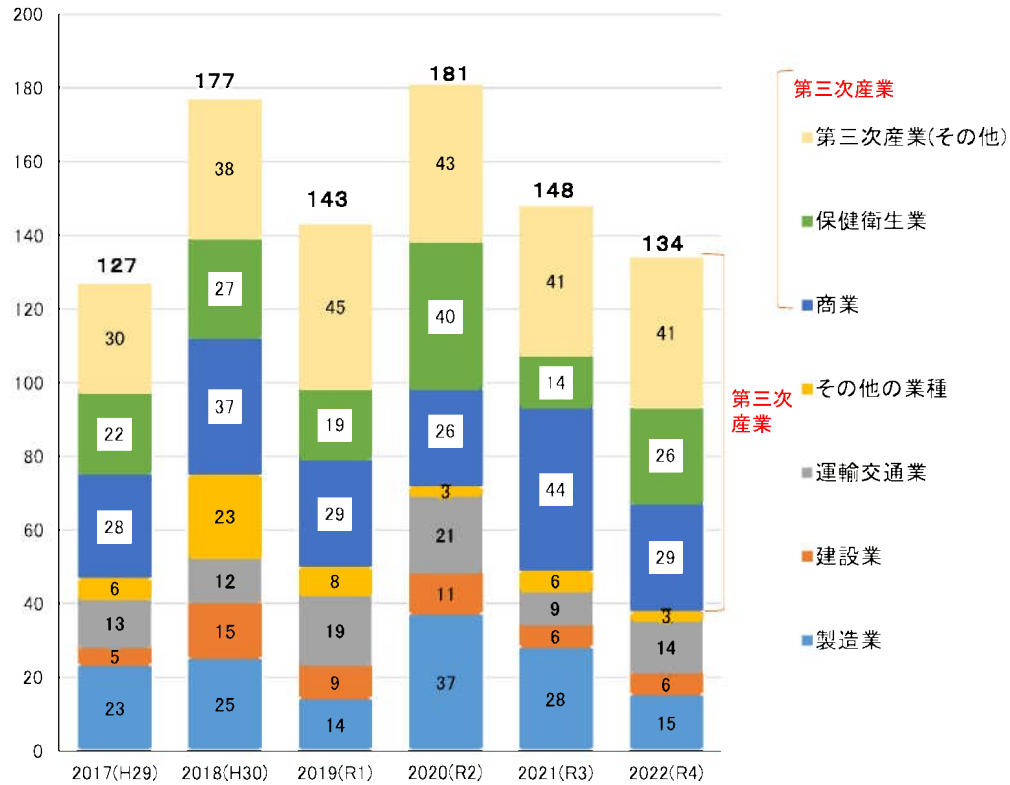
□ 指導勧奨による健康診断



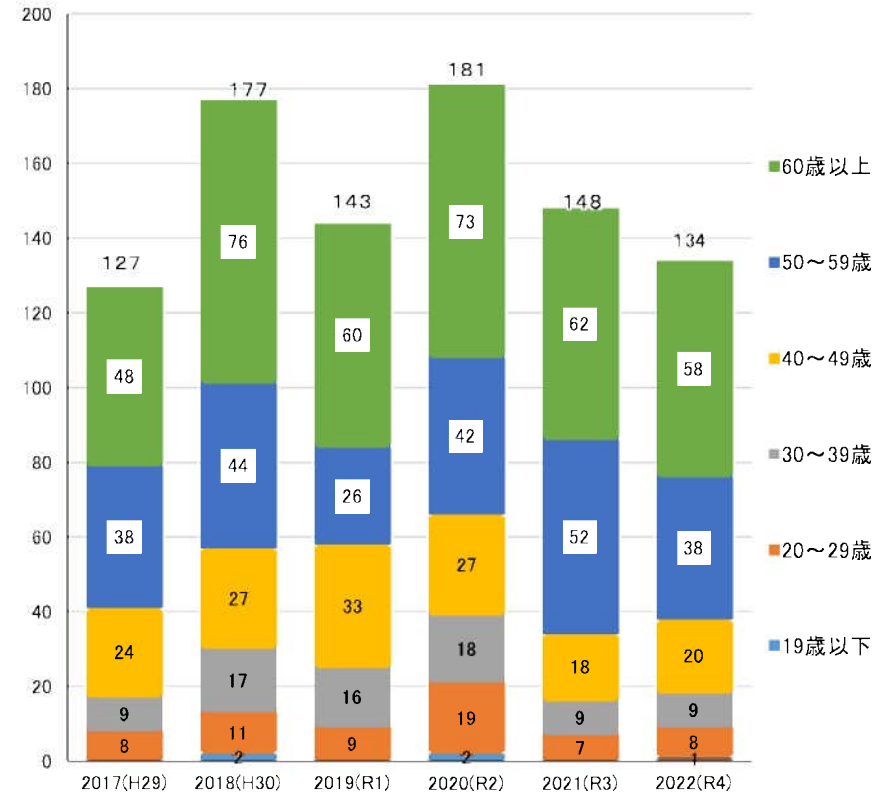
種別\年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
紫外線・赤外線	0.2	0.7	0.2	1.3	1.5	0.6	2.1	4.3	2.2	2.2	2.1	3.0	0.5
騒音	11.3	12.2	14.4	9.9	14.1	18.1	17.1	31.0	18.1	12.7	12.6	12.6	12.1
チェーンソー以外の振動工具	4.1	4.3	7.8	3.9	5.2	5.8	3.8	2.8	3.4	5.4	5.4	0.0	0.0
VDT	5.3	0.6	2.2	1.5	0.4	2.3	3.2	36.8	6.5	7.0	7.4	3.0	4.5

「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上の死傷者数 松山署)

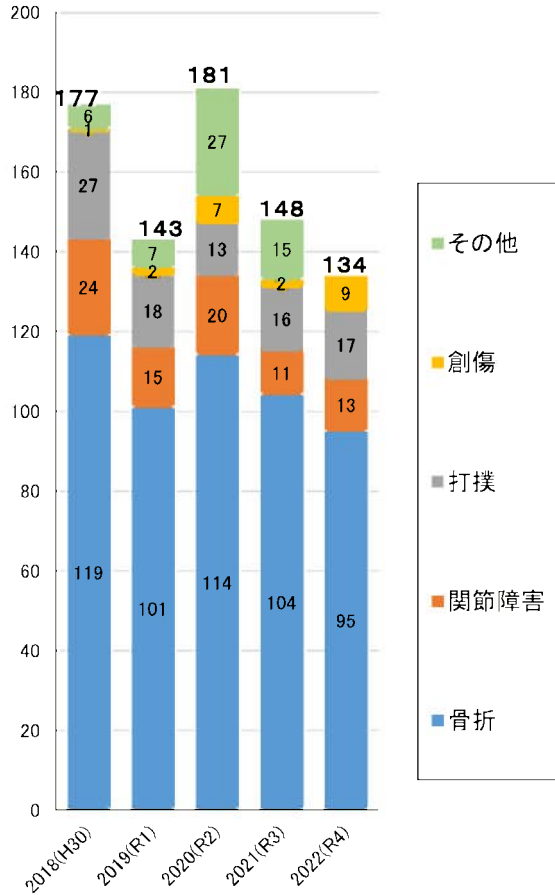
1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移

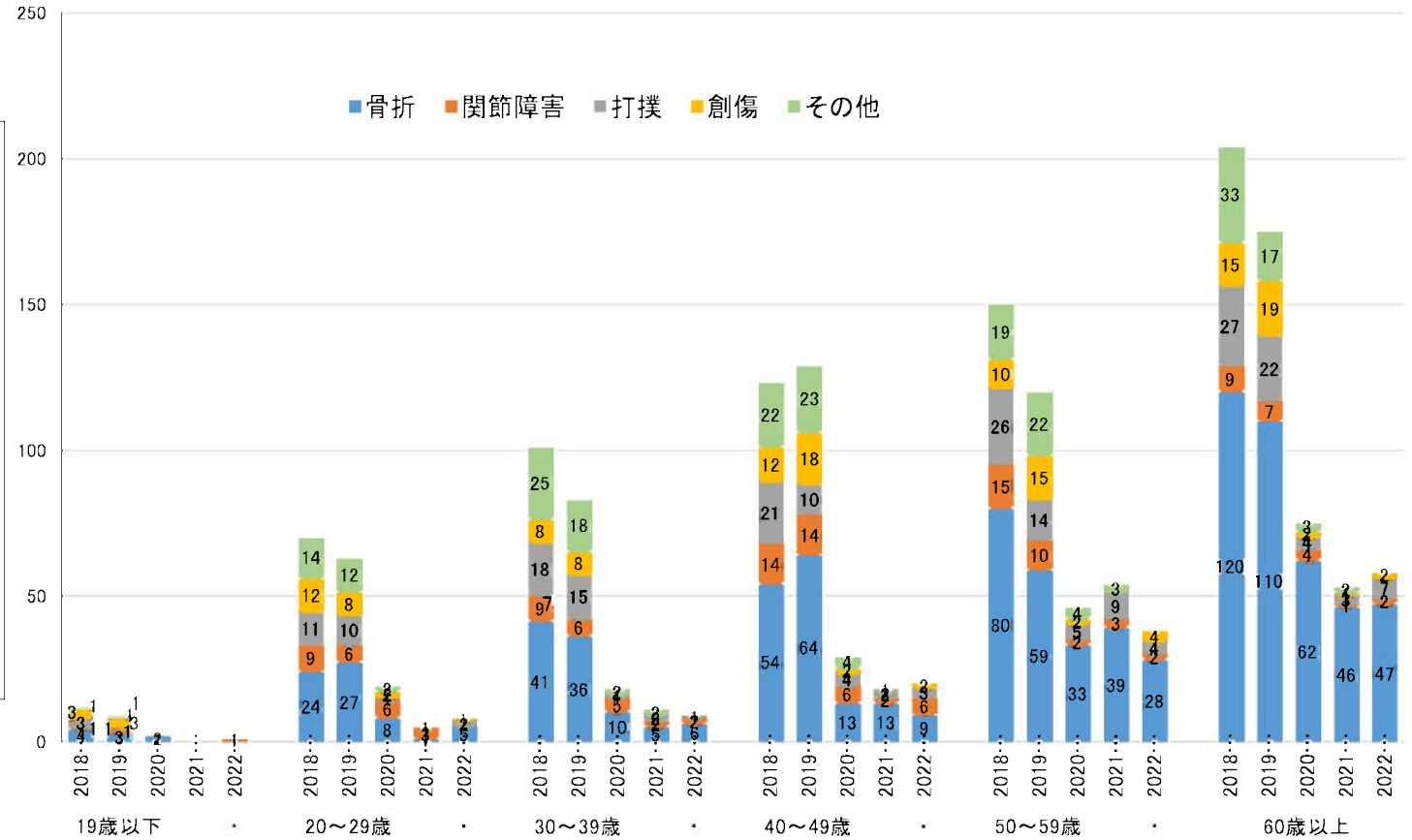


3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



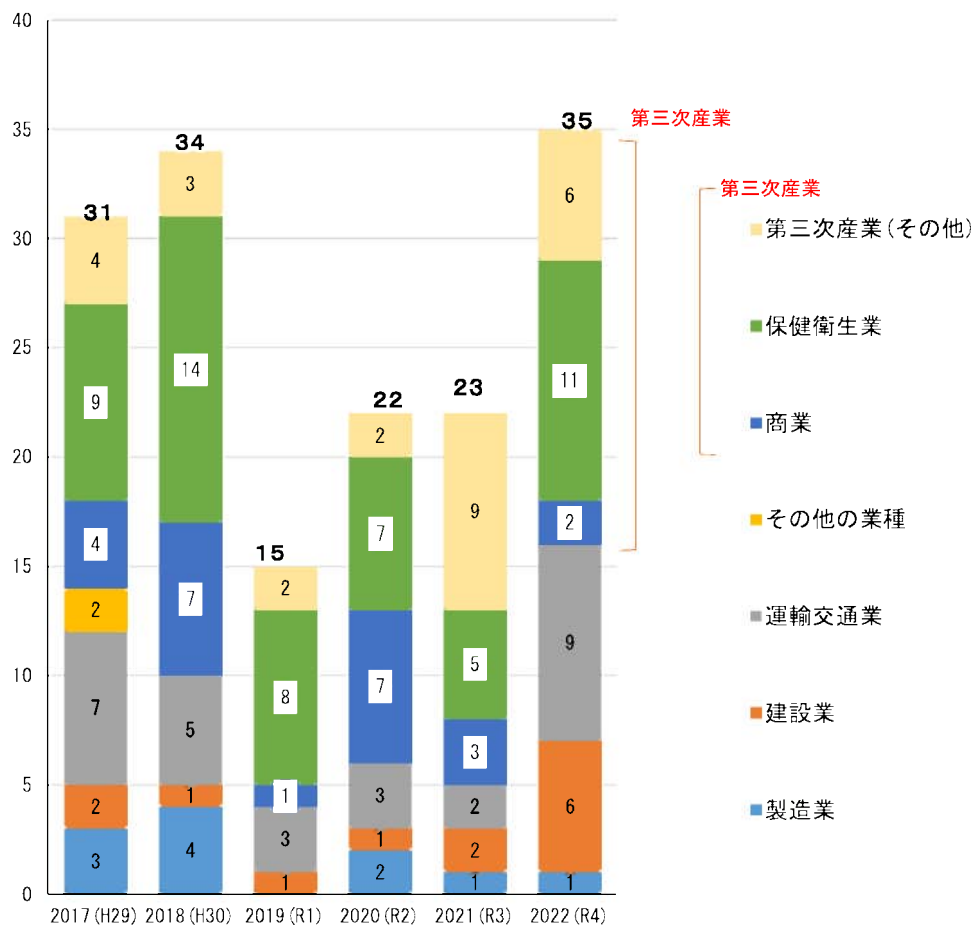
関節の障害 : 捻挫、亜脱臼及び転位を含む
 打撲傷 : 皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む
 創傷 : 切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む

4. 年齢階層・傷病性質別転倒災害死傷者数の推移

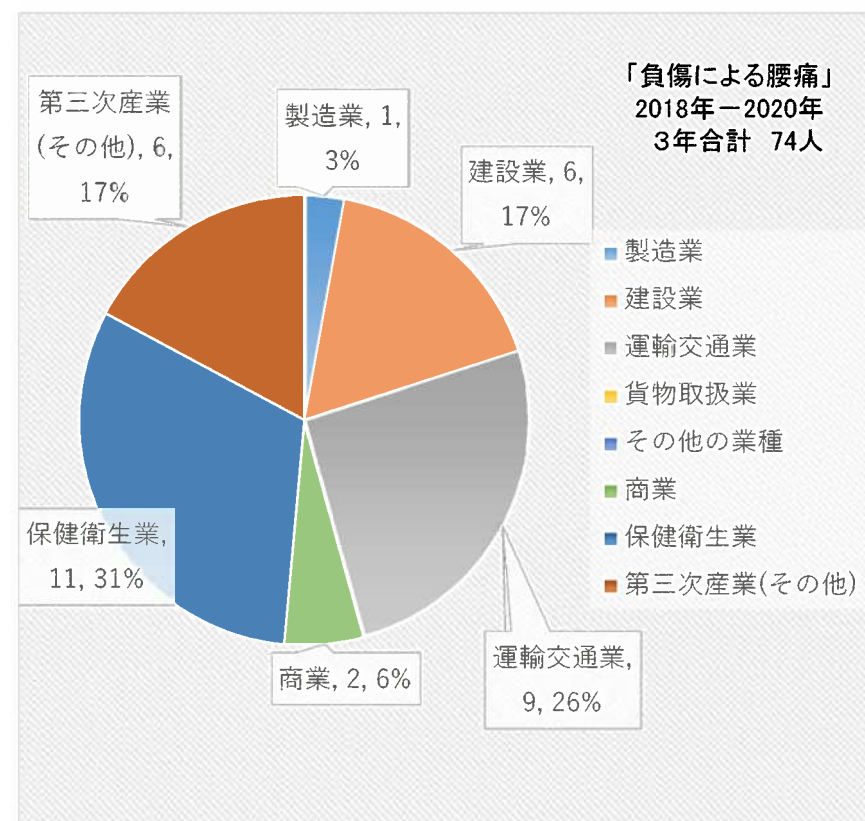


「負傷による腰痛」発生状況(全産業 休業4日以上の死傷者数 松山署)

1. 主要業種別「負傷による腰痛」発生状況の推移



2. 主要業種別「負傷による腰痛」発生比率 (2018(H30) - 2023(R4) 13次防 5か年合計)



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

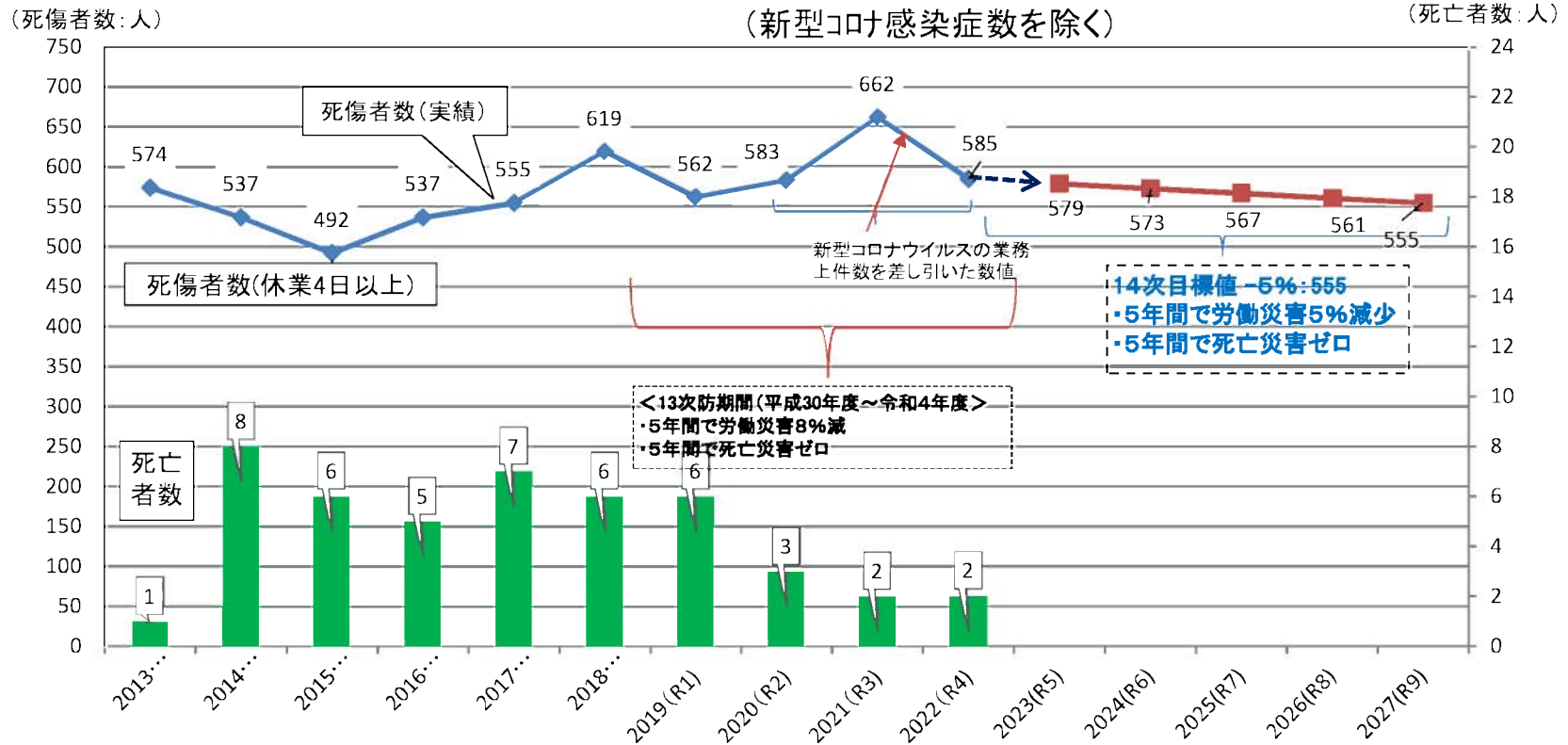
事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 ____年 ____月 <input type="checkbox"/> 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	<input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 ____年 ____月 <input type="checkbox"/> 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
エ	健康診断結果、有所見者について医師（政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健診を行った場合は歯科医師）からの意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当事案なし
カ	健康診断の結果、保健指導を行っていますか。（努力義務）		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です）		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない → 行っていない場合はその理由 <input type="checkbox"/> 医療保険者からデータ提供を求められたことがない <input type="checkbox"/> 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかった <input type="checkbox"/> データ提供することに事業場としての利点がない <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。

松山第14次労働災害防止推進計画の推進

松山署管内

1 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



第12次労働災害防止推進計画	松山第13次労働災害防止推進計画	松山第14次労働災害防止推進計画
期間 2013年～2017年	期間 2018 (H30)年～2022 (R5)年	期間 2023 (R5)年～2027 (R9)年
目標 死傷 495人以下 (-15%以上) 死亡 0人 [平成2017年において:対2012年比]	目標 死傷 510人以下 (-8%以上) 死亡 0人 [2022年において:対2017年比]	目標 死傷 555人以下 (-5%以上) 死亡 0人 [2027年において:対2022年比]
実績 死傷 555人(+11.9%) (内数死亡6人)	実績 2023 : 死傷者数 585人(対前年比:-77,-11.6%) : 死亡者数 2人(対前年 ±0人)	

2 松山第14次労働災害防止推進計画の推進状況

○松山第14次労働災害防止推進計画の目標 2027年までに2022年と比較して

- ①死亡災害: 死亡者数を0人以下とする。(今年度)
 ②死傷災害: 令和5年比(585人)に対し、5%以上減少させる。

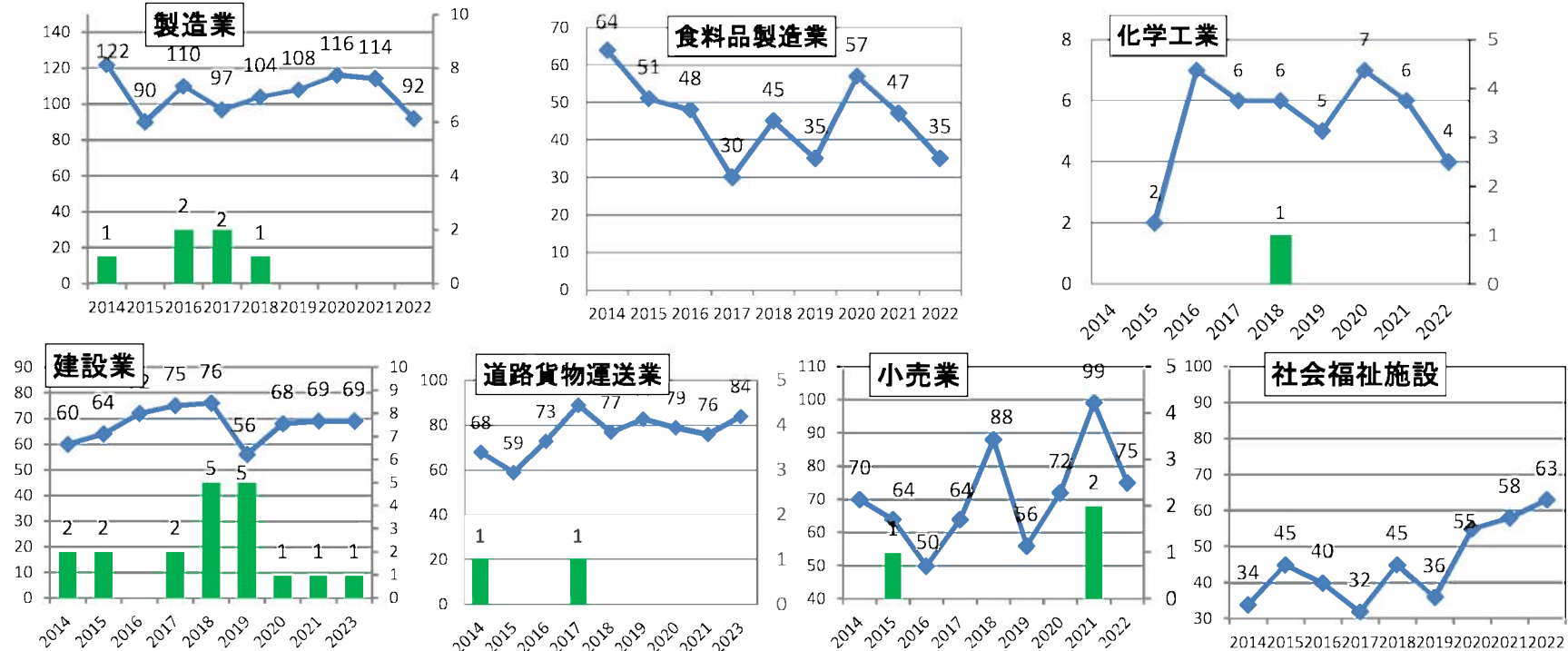
○業種別目標(上記以外) 2022年までに2017年と比較して

- 製造業・建設業・道路貨物運送業・林業 死亡災害: 過去最少のゼロ人以下 死傷災害: 5%以上減少
 ○ 商業(小売業含む)・社会福祉施設・飲食店 死傷災害: 5%以上減少

愛媛第14次防目標(愛媛労働局)

- 死亡者数を、過去最少の7人以下を目指す。
 死傷者数を令和4年比較し令和9年までに5%以上減少させる。

重点業種別労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症数を除く) 折線グラフ/死傷者数(各年確定値) 棒グラフ: 死亡者数



○2022年 松山署管内の労働災害発生状況の特徴 (新型コロナウイルス感染症数を除く)

- ・2020年における休業4日以上死傷者数(以下「死傷者数」という)は、全産業で585人(前年比-77人、-11.6%)大幅に減少し、死亡者数は2人(前年比±0人)となった。
- 業種別で最大の「商業」で105人(前年比-31、-22.8%)、これに次ぐ「製造業」で92人(前年比-22、-19.3%)となり、この2業種で大幅な減少となった。
- 死亡者数は2人で、前年の2人と比較すると変動はなかったが、第13次防の労働災害減少目標であるゼロの達成出来なかった。
- ・事故の型別では、多い順から「転倒」134人(前年比-14人、-9.5%)、「墜落・転落」131人(前年比+12人、+10.1%)、「動作の反動・無理な動作」89人(前年比-49人、-35.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」75人(前年比+18、+31.6%)となっている。ここ数年「転倒」災害が事故の型で最も多い災害となっている。
- ・年齢階層別では、60歳以上の死傷者数が最も多く167人で全死傷者数の28.5%を占め、次いで50歳代の死傷者が多く134人で全死傷者数の22.9%を占める。この結果から、50歳以上の死傷者数が301人で全死傷者数の約51.5%を占めており、今後、早急の高年齢労働者対策を行う必要がある。

松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)

添付資料

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 卸売業・小売業／医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに0人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。

松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)



アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<p>アウトカム指標は設定しない</p>
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を松山第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による死亡者数を松山第14次労働災害防止推進計画期間中にゼロ人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、過去最少（平成25年1人）を更新する0人を達成する。
- 死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023年改正版）

記入者 _____ 実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1. 最近1か月間の自覚症状

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
2. 不安だ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
3. 落ち着かない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
4. ゆううつだ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
5. よく眠れない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
9. 工作中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
10. やる気が出ない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
11. へとへとだ（運動後を除く）★1	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)

★1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

<自覚症状の評価> 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。 合計 _____ 点

I： 0－2点	II： 3－7点	III： 8－14点	IV： 15点以上
---------	----------	------------	-----------

2. 最近1か月間の勤務の状況

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	<input type="checkbox"/> 適当（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突如の仕事）	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	—
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	<input type="checkbox"/> ない又は小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	—
4. 深夜勤務に伴う負担 ★2	<input type="checkbox"/> ない又は小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	<input type="checkbox"/> 適切である（0）	<input type="checkbox"/> 不適切である（1）	—
6. 仕事についての身体的負担 ★3	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	<input type="checkbox"/> 小さい（0）	<input type="checkbox"/> 大きい（1）	<input type="checkbox"/> 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	<input type="checkbox"/> 少ない（0）	<input type="checkbox"/> 多い（1）	<input type="checkbox"/> 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかけて仕方ない	<input type="checkbox"/> ほとんどない（0）	<input type="checkbox"/> 時々ある（1）	<input type="checkbox"/> よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	<input type="checkbox"/> 十分（0）	<input type="checkbox"/> やや足りない（1）	<input type="checkbox"/> 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間 ★4	<input type="checkbox"/> 十分（0）	<input type="checkbox"/> やや足りない（1）	<input type="checkbox"/> 足りない（3）

★2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。

深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務をいいます。

★3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担をいいます。

★4：これを勤務間インターバルといいます。

<勤務の状況の評価> 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。 合計 _____ 点

A: 0点	B: 1～5点	C: 6～11点	D: 12点以上
-------	---------	----------	----------

3. 総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【疲労蓄積度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数：_____点（0～7）

判定	点数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

4. 疲労蓄積予防のための対策

あなたの疲労蓄積度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。疲労蓄積度の点数が2～7の方は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目（点数が1または3である項目）の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については、自分でそれらの項目の改善を行ってください。個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかり取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養が取りやすくなることから、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外・休日労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト（2023年改正版）

記入者 _____ 実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ご家族で働いている方（以下、ご家族）の最近の様子について、あなたから見た感じをお答えください。

1. 最近1か月の疲労・ストレス症状

ご家族について、各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

（あなたから見て判定の難しい項目については、「ほとんどない」に✓を付けてください）

1. イライラしているようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
2. 不安そうだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
3. 落ち着かないようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
4. ゆううつそうだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
5. 体の調子が悪そうだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
6. 物事に集中できないようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
7. することに間違いが多いようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
8. 強い眠気に襲われるようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
9. やる気が出ないようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
10. へとへとのようだ（運動後を除く） ★1	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
11. 朝起きた時、疲れが残っているよう だ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
12. 以前とくらべて、疲れやすいようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
13. 食事が減っているようだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)

★1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま。

各々の答えの（ ）の中の数字を全て加算してください。 合計 _____ 点

2. 最近1か月の働き方と休養

ご家族について、当てはまる項目の□全てに✓を付けてください。

<input type="checkbox"/> 1. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息时间（★2）が十分でない
<input type="checkbox"/> 2. 休日も仕事をすることが多い
<input type="checkbox"/> 3. 勤務日における時間外労働が多いようだ
<input type="checkbox"/> 4. 宿泊を伴う出張が多い
<input type="checkbox"/> 5. 仕事のことで悩んでいるようだ
<input type="checkbox"/> 6. 睡眠時間が不足しているように見える
<input type="checkbox"/> 7. 寝つきが悪かったり、夜中に目覚めたりすることが多いようだ
<input type="checkbox"/> 8. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ないようだ
<input type="checkbox"/> 9. 勤務時間外でゆっくりくつろいでいることはほとんどないようだ

★2：これを勤務間インターバルといいます。

✓を付けた項目の数 _____ 個

3 総合判定

次の表を用い、疲労・ストレス症状、働き方と休養のチェック結果から、ご家族の疲労蓄積度の点数（0～2）を求めてください。

疲労蓄積度点数表

		「働き方と休養」項目の該当個数	
		3個未満	3個以上
該項目の合計点数	11点未満	0	1
	11点以上	1	2

※糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合には判定が正しく行われな可能性がります。

ご家族の疲労蓄積度の点数は： _____ 点（0～2）

判定	点数	疲労蓄積度
	0	低いと考えられる
	1	やや高いと考えられる
	2	高いと考えられる

※ご家族の評価とあなたの評価は異なっていることがあります。

4 疲労蓄積予防のための対策

ご家族の疲労蓄積度はいかがでしたか？疲労が蓄積すると心身の健康状態の低下を招き、健康障害を引き起こすことがあります。疲労の蓄積を防ぐために、あなたとご家族で、働き方と休養について話し合い、働き方や休養について改善を心がけてください。また、必要に応じ産業医等の産業保健スタッフや医療機関に相談・受診するようご家族に勧めてください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 >バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 >敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 >設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 >転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



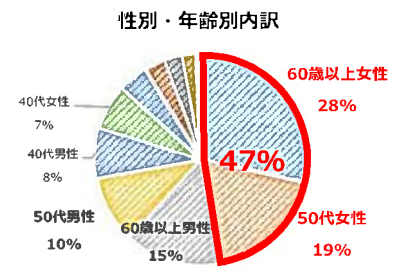
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
 >滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 >防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 >隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

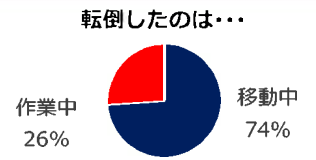


転倒による怪我の態様

- ・骨折 (約70%)
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

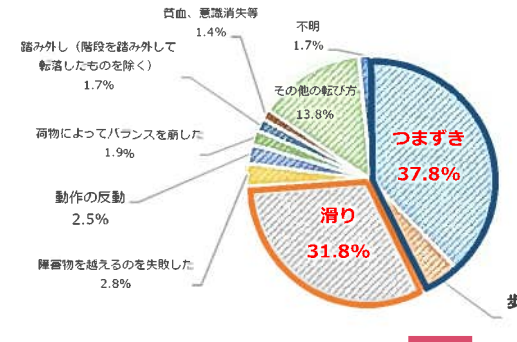
転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



- <その他の転び方>
- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・台車の操作を失敗した
 - ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - ・服が引っかかった
 - ・坂道等でバランスを崩した
 - ・立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・靴紐を踏んだ
 - ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



職場の皆さまへ

転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

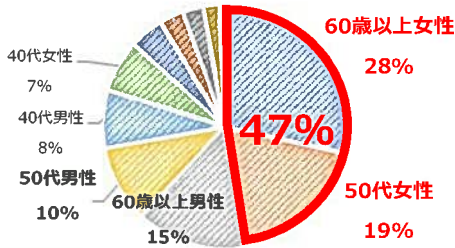
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

転倒災害による平均休業日数

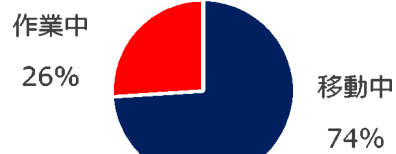
47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

性別・年齢別内訳



転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

主な要因

	何も無いところをつまずいて転倒、足がもつれて転倒 <small>会社から到着口への送迎車輪を戻しましょう（以下、回り込んで正しいところに戻入ります。）</small>		コード等につまずいて転倒
	作業場・通路に放置された物につまずいて転倒		凍結した通路等で滑って転倒
	通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの		こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒
	作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒		水場（食品加工場等）で滑って転倒
	設備、什器に足を引っかけて転倒		雨で濡れた通路等で滑って転倒

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります →「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5)

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

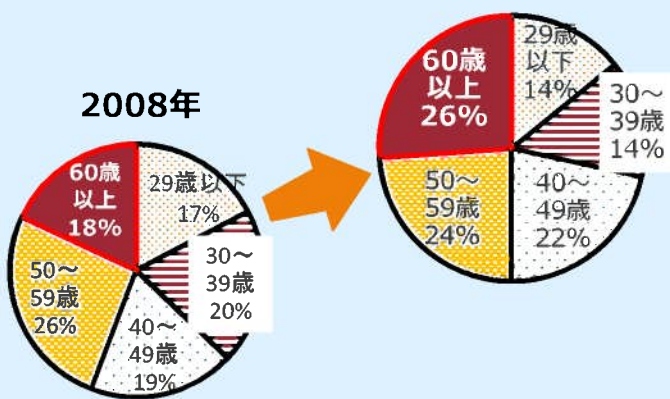


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

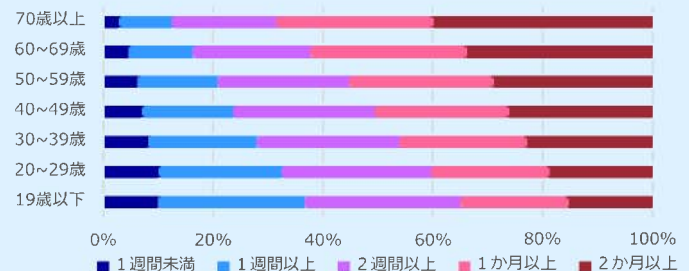
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

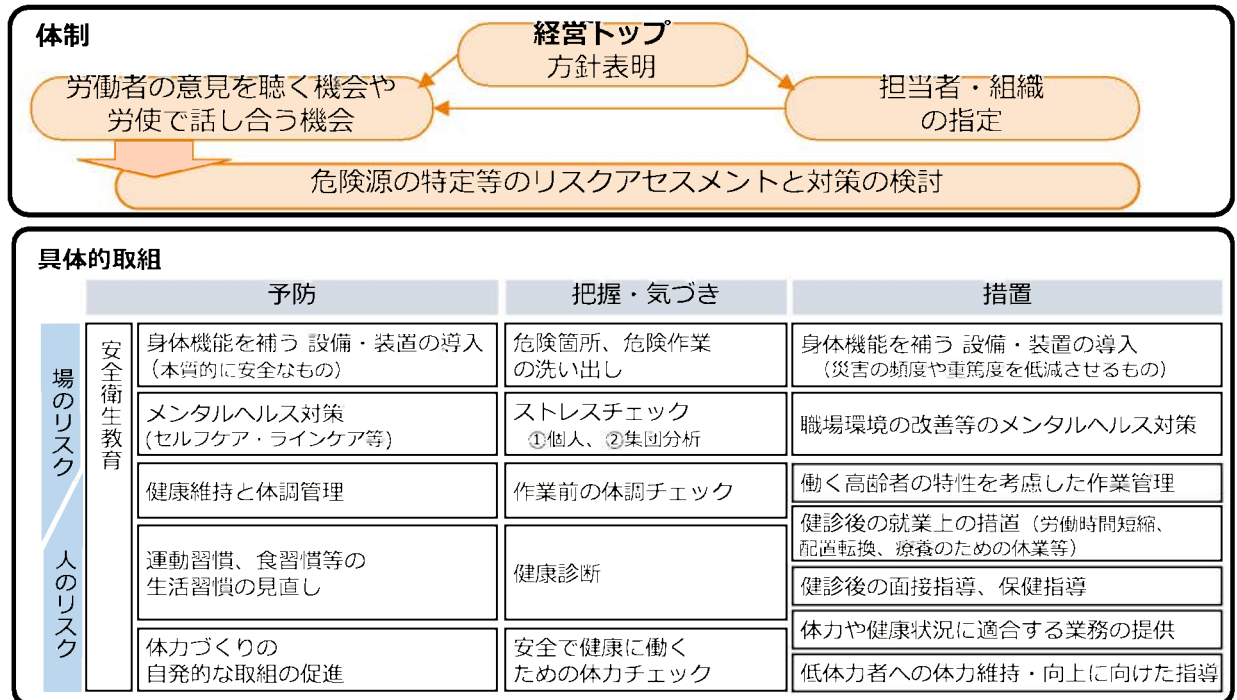
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✿ 考慮事項 ✿

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

✿ 考慮事項 ✿

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

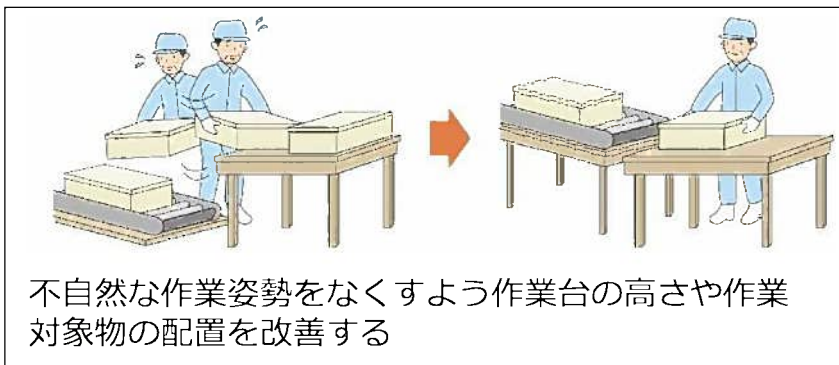
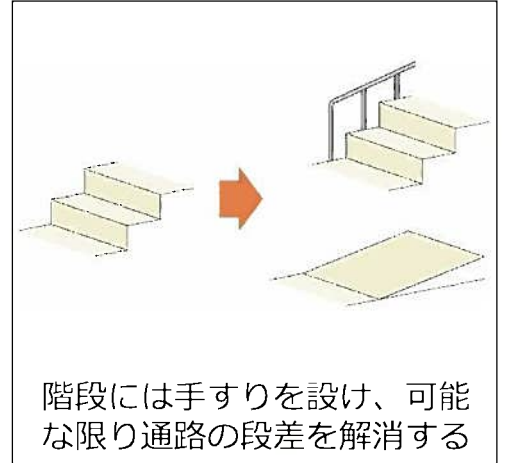


ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>

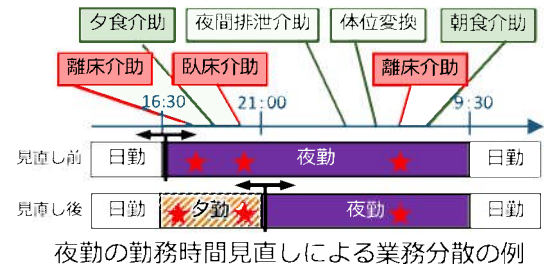
- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくなります（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

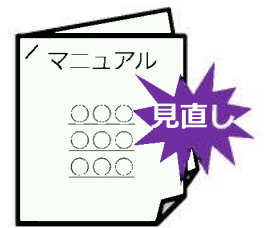
- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します


対策の例

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例

詳しい内容は→ 

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
	~1.38	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~
	~28	~43	~47		

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	30	30	36	40~
	~29	~35	~39		

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	64.1	120.1
	~30	~64	~120		

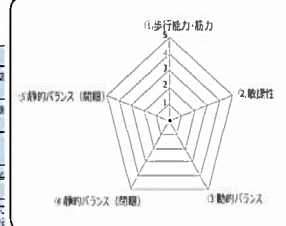
II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO	合計	評価	評点
1. 入浴の際、足裏が床面に滑りやすくなる感じがするかどうか				歩行能力・筋力
2. 両手両足を広げた状態で歩行する際に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
3. 歩行中に歩幅が狭くなる感じがするかどうか				歩行能力・筋力
4. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
5. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
6. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
7. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
8. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力
9. 歩行中に、足が床を滑る感じがするかどうか				歩行能力・筋力

合計点表
2~7: 1
4~6: 2
6~7: 3
8~9: 4
10: 5

III レーダーチャート

評価結果を下記グラフで表します
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



身体機能計測の評価数字を III のレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を用いて定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

♡ 対策の例 ♡

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

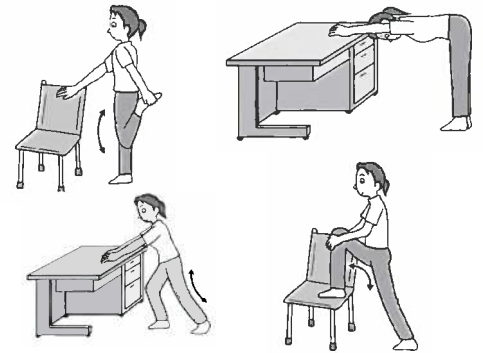
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にし、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

先進企業

製造業



■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



国による支援等（令和5年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和5年6月12日～令和5年10月末日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)

- 注意事項
- ※ 2コース併せての上限額は100万円です。2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください（月を変えて別々の申請はできません）。
 - ※ この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。
 - ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています

